

北九州市科学館 ボランティア展示解説 実施要領改訂

北九州市科学館（スペース LABO）

1 目的

北九州市科学館（以下科学館）のボランティア活動において、科学ボランティアの育成及び活動の充実を図り、また、来館者への展示解説を通して、来館者が展示物への理解を深める一助とするとともに、一層のサービス向上を図る。

2 活動内容等

ボランティア展示解説員の活動場所、内容等は次のとおりとする。

(1) 活動場所は、次に区分する。

- ア 2階（物理・科学全般）
- イ 1・3階（気象、天文分野等）

(2) 展示解説の活動（解説する展示物、場所、当日の動きなど）は、科学館の依頼、指示に基づいて行う。特に活動内容については、次に掲げる内容とする。

- ア 展示室内での来館者への案内
- イ 実施範囲内のすべての展示物について、展示物の体験方法の説明や原理の解説
- ウ 展示物の動作確認
- エ その他科学館が指示した内容

(3) 活動時間は、1回につき途中休憩を含めて2時間30分とする。

3 資格等

展示解説員の登録を希望する者は、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 科学館のボランティア登録をしている者。
- (2) 別に定める研修事項をすべて受講した上で、事業担当係長の行う修了確認に合格した者。
- (3) 3か月に6日以上活動できる者。ただし、展示解説員として登録後、事情が急変するなど相当の理由があり、科学館へ相談があった場合はこの限りではない。

4 任期

展示解説員の任期は年度ごとの1年間とする。任期満了後も登録を希望する場合は、ボランティア登録とともに、展示解説員の登録申込みを行うこととする。また、3年に1回、別に定める研修を受けなければならない。

5 保険について

(1) 原則

- ・参加者各自がボランティア保険等の任意保険に加入する。

- ・参加者の委任を受けて、科学館が（社協）ボランティア保険に加入する。
- (2) 参加者が任意保険に加入していない場合の事故対応
 - ・適宜事故状況を調査のうえ、必要があれば北九州市市民活動保険を案内する。

6 活動参加について

- (1) 活動を希望する場合は、当該活動予定の1週間前までに科学館に連絡し、科学館の承認を受けなければならない。また、連絡後に変更があった場合は、速やかに科学館へ報告しなければならない。
- (2) 解説員の待機場所、休憩場所は会議室または事務室協議机とする。
- (3) 活動時は、各展示室での活動者1人にPHSを貸与し、緊急時には事務室へ連絡する。
- (4) 2階バックヤードエレベーターホール、1階バックヤードを通過できるようにカードキーを貸与する。貸与は日ごとに行うこととし、貸与簿を作成する。
- (5) 展示室の入退場ゲートについては、団体用を利用する。
- (6) お手洗いは来館者用も使用できる。

7 遵守事項

展示解説員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 活動中は常にボランティアベストと名札を着用すること。
- (2) 科学館の利用者に対して、公平かつ平等なサービスの提供に努めること。
- (3) 活動中や活動後及び登録の取消し後においても、科学館の利用者の個人情報その他業務上の秘密を漏えいしないこと。
- (4) 公共の利益に反し、または反する恐れのある行為をしないこと。
- (5) 政治、宗教及び営利に関する活動を行わないこと。
- (6) その他科学館の指示に従うこと。

8 登録の取り消し

次に該当する場合、科学館は展示解説員の登録を、任期内であっても取り消すことができる。

- (1) 展示解説員から登録取り消しの申し出があった場合
- (2) 展示解説員として適切でないと判断し、科学館から聞き取り、指導を行った後でも、それが改善されない場合。
- (3) 科学館の信用を著しく損なう行為があった場合
- (4) 科学館が定める活動最低日数に達しない場合
- (5) その他科学館が必要と認めた場合

9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は科学館が別に定める。

この要領は、令和5年 9月1日から施行する。

この要領は、令和6年12月1日から施行する。